

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成30年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、34,527件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成30年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇 場 等	30	29	96.7	28	93.3
1-ロ	集 会 場 等	1317	738	56.0	669	50.8
2-イ	キ ャ バ レ ー 等	1	1	100.0	0	—
2-ロ	遊 技 場 等	70	58	82.9	52	74.3
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	19	18	94.7	15	78.9
3-イ	待 合 ・ 料 理 店 等	5	4	80.0	4	80.0
3-ロ	飲 食 店	718	500	69.6	430	59.9
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	992	734	74.0	640	64.5
5-イ	旅 館 ・ ホ テ ル	454	432	95.2	400	88.1
5-ロ	共 同 住 宅 等	1416	933	65.9	797	56.3
6-イ	病 院 等	170	145	85.3	130	76.5
6-ロ	社 会 福 祉 施 設 等	371	344	92.7	328	88.4
6-ハ	老人デイサービスセンター等	407	382	93.9	365	89.7
6-ニ	幼 稚 園 等	149	146	98.0	132	88.6
7	学 校	410	391	95.4	340	82.9
8	図 書 館 等	52	44	84.6	38	73.1
9-イ	蒸 気 浴 場	6	5	83.3	3	50.0
9-ロ	他 の 公 衆 浴 場	28	21	75.0	17	60.7
10	停 車 場	3	3	100.0	3	100.0
11	神 社 ・ 寺 院	243	167	68.7	142	58.4
12-イ	工 場 ・ 作 業 場	294	233	79.3	199	67.7
12-ロ	ス タ ジ オ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐 車 場	6	4	66.7	2	33.3
13-ロ	格 納 庫	0	0	—	0	—
14	倉 庫	56	34	60.7	28	50.0
15	事 務 所 等	888	668	75.2	555	62.5
16-イ	特 定 複 合 用 途 施 設	1891	1,206	63.8	978	51.7
16-ロ	一 般 複 合 用 途 施 設	285	206	72.3	165	57.9
16/2	地 下 街	0	0	—	0	—
16/3	準 地 下 街	0	0	—	0	—
17	文 化 財 建 造 物	53	49	92.5	46	86.8
18	ア ー ケ ー ド	0	0	—	0	—
計		10,336	7,497	72.5	6,508	63.0

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成30年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	37	37	0	3	3	0	24	24	0
1-ロ 集会場等	401	399	2	10	10	0	79	76	3
2-イ キャバレー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	78	78	0	5	5	0	22	22	0
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	24	22	2	0	0	0	4	4	0
3-イ 待合・料理店等	8	8	0	0	0	0	1	1	0
3-ロ 飲食店	314	308	6	0	0	0	11	11	0
4 百貨店・マーケット	795	794	1	103	103	0	133	132	1
5-イ 旅館・ホテル	967	963	4	17	17	0	298	298	0
6-イ 病院等	345	338	1	75	75	0	47	47	0
6-ロ 社会福祉施設等	552	549	3	512	508	4	30	30	0
6-ハ 老人デイサービスセンター等	636	635	1	41	39	2	59	59	0
6-ニ 幼稚園等	243	243	0	2	2	0	30	30	0
9-イ 蒸気浴場	6	6	0	0	0	0	6	6	0
16-イ 特定複合用途施設	1,933	1,890	43	137	135	2	221	213	8
計	6,339	6,270	63	905	897	8	965	953	12

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成30年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	41	33	80.5	8	24	58.5	17	7	17.1	34
1-ロ 集会場等	961	537	55.9	424	400	41.6	561	148	15.4	813
2-イ キャバレー等	1	0	—	1	0	—	1	0	—	1
2-ロ 遊技場等	89	45	50.6	44	39	43.8	50	13	14.6	76
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ カラオケボックス等	24	9	37.5	15	10	41.7	14	3	12.5	21
3-イ 待合・料理店等	9	3	33.3	6	2	22.2	7	0	0.0	9
3-ロ 飲食店	690	323	46.8	367	213	30.9	477	99	14.3	591
4 百貨店・マーケット	1,429	619	43.3	810	376	26.3	1,053	194	13.6	1,235
5-イ 旅館・ホテル	692	538	77.7	154	480	69.4	212	127	18.4	565
6-イ 病院等	600	379	63.2	221	286	47.7	314	85	14.2	515
6-ロ 社会福祉施設等	522	393	75.3	129	303	58.0	219	100	19.2	422
6-ハ 老人デイサービスセンター等	788	523	66.4	265	404	51.3	384	158	20.1	630
6-ニ 幼稚園等	274	182	66.4	92	111	40.5	163	30	10.9	244
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0	3	4	66.7	2	0	0.0	6
12-ロ スタジオ	3	2	66.7	1	2	66.7	1	1	33.3	2
16-イ 特定複合用途施設	1,195	470	39.3	725	329	27.5	866	36	3.0	1,159
16-ロ 一般複合用途施設	63	23	36.5	40	13	20.6	50	1	1.6	62
高層建築物	48	36	75.0	12	34	70.8	14	25	52.1	23
計	7,435	4,118	55.4	3,317	3,030	40.8	4,405	1,027	13.8	6,408

※未使用には、防災物品の使用の有無が不明であった場合を含む。

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成30年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定要件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	25	0	6	0	4	0
1-ロ	集会場等	244	4	38	1	3	0
2-イ	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	41	5	15	3	5	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	2	0	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	4	20	0	1	0	0
4	百貨店・マーケット	194	17	71	1	22	0
5-イ	旅館・ホテル	128	55	74	19	9	7
6-イ	病院等	36	17	17	6	3	1
6-ロ	社会福祉施設等	7	9	2	4	1	1
6-ハ	老人デイサービスセンター等	18	7	4	4	0	0
6-ニ	幼稚園等	6	1	0	0	0	0
9-イ	蒸気浴場	6	0	0	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	269	86	55	14	14	0
	計	984	224	284	53	61	9

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		甲種							乙種							
		特	1類	2類	3類	4類	5類	計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計
平成28年度	受験者数	56	342	126	126	595	135	1380	55	15	25	320	33	586	192	1,226
	合格者数	8	60	37	34	208	41	388	20	6	8	161	18	195	124	532
平成29年度	受験者数	69	333	106	115	577	144	1344	52	19	28	284	40	576	150	1,149
	合格者数	13	95	45	42	171	42	408	22	5	4	120	13	221	95	480

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成28年度	37	532	225	748	331	1,836	518	11	397	926	2,799	1,623
平成29年度	37	531	225	748	331	1,835	518	11	397	926	2,798	1,622
平成30年度	37	521	219	733	329	1,802	506	11	394	911	2,750	1,596

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託して実施している。

危険物取扱者試験実施状況

（単位：人）

		甲種	乙種							丙種	合計
			1種	2種	3種	4種	5種	6種	計		
			平成28年度	受験者数	274	153	120	152	2,563		
	合格者数	97	109	86	113	842	111	115	1,376	80	1,553
平成29年度	受験者数	213	116	115	134	2,414	153	146	3,078	99	3,390
	合格者数	76	85	88	91	782	119	92	1,257	59	1,392

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成28年度		平成29年度	
	立入検査		立入検査	
	施設数	延べ回数	施設数	延べ回数
製造所	26	26	25	25
貯蔵所	925	948	892	905
取扱所	519	526	487	507
計	1,470	1,500	1,404	1,437

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動		平成30年度
	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～7日	「忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「忘れない 豊かな森と 火の怖さ」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成30年4月1日現在、32組織が結成され、クラブ員数は1,642人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、平成30年5月1日現在、少年消防クラブは、1クラブ結成されており、クラブ員数は10人である。また、幼年消防クラブは、112クラブ結成されており、クラブ員数は5,251人である。